

水道事業の状況について

1 事業の現状

(1) 水道事業の経緯

昭和44年 7月	簡易水道事業を引き継ぐ。(土気町との合併による)
昭和49年 12月	第1次拡張事業認可(土気、大椎・板倉、越智地区の簡易水道事業統合)
昭和59年 5月	房総導水路施設利用権を取得(4,900m ³ /日)
昭和60年 3月	霞ヶ浦導水事業水利権を取得(4,900m ³ /日)
昭和60年 3月	第2次拡張事業認可(土気地区全体への給水地区拡大)
平成15年 3月	第3次拡張事業方針決定
平成15年 4月	第3次拡張事業認可(若葉区泉地区への給水のため)
平成17年 3月	霞ヶ浦開発事業の水利権を取得(28,800m ³ /日)
平成18年 3月	房総導水路の施設利用権を取得(28,800m ³ /日)
平成23年 2月	霞ヶ浦導水事業から撤退を表明 (国土交通省より霞ヶ浦導水事業について、ダム事業の再検証手順に基づく参加継続の意思の有無について確認要請があり、「参加継続の意思なし」と回答。)
平成23年 8月	霞ヶ浦導水事業への参画中止のため、事業再評価を行い「千葉市水道事業運営協議会」に諮り「当該事業への参画は中止が妥当である。」との審議結果を得た。
平成23年 10月	厚生労働省へ「事業再評価」の審議結果を報告。

(2) 第3次拡張事業

未給水区域であった若葉区の一部(泉地区)を給水区域とするため、平成15年4月に厚生労働省から認可を受けて整備を進めている事業で、26年度末の進捗状況は、事業費ベースで45.1%となっています。

項目	内容	項目	内容
認可年月日	平成15年4月11日	水源	① 霞ヶ浦導水事業 4,900 m ³ /日
計画給水区域	緑区土気地区及び若葉区泉地区 80.28 km ² 拡張区域：若葉区泉地区 48.81 km ²		② 霞ヶ浦開発事業 28,800 m ³ /日
		施設利用権	○ 房総導水路事業 33,700 m ³ /日
目標年度	平成27年度	整備する主な施設	① 縣市共同建設の浄水場(高度処理) 千葉市分 33,700 m ³ /日
計画給水区域内人口	79,300 人		② 送水施設 (計画浄水場から計量施設まで)
計画給水人口	78,100 人		③ 給水場(高根給水場、8,000 m ³ /日)
普及率	98.50 %		④ 配水管 φ75~400 L=123 km
計画1日最大給水量	33,700 m ³		
計画1日平均給水量	26,800 m ³		
有収率	96.40 %	事業費	460 億円

第3次拡張事業で必要となる新たな水源として、平成16、17年度に千葉県企業庁が保有する霞ヶ浦開発事業に係る水利権、房総導水路事業に係る施設利用権(以下「水源」といいます。)を取得しました。

この水源を、県・市共同建設の浄水場にて高度処理した水を供給することになっています。

しかし、千葉県水道局(以下「県水道局」といいます。)は福増浄水場エリアの水需要が伸びないことから、浄水場建設時期も明確に示していないため、市水道局は不足する水量を県水道局より受水し、受水費(毎年約7億円)を支払っています。

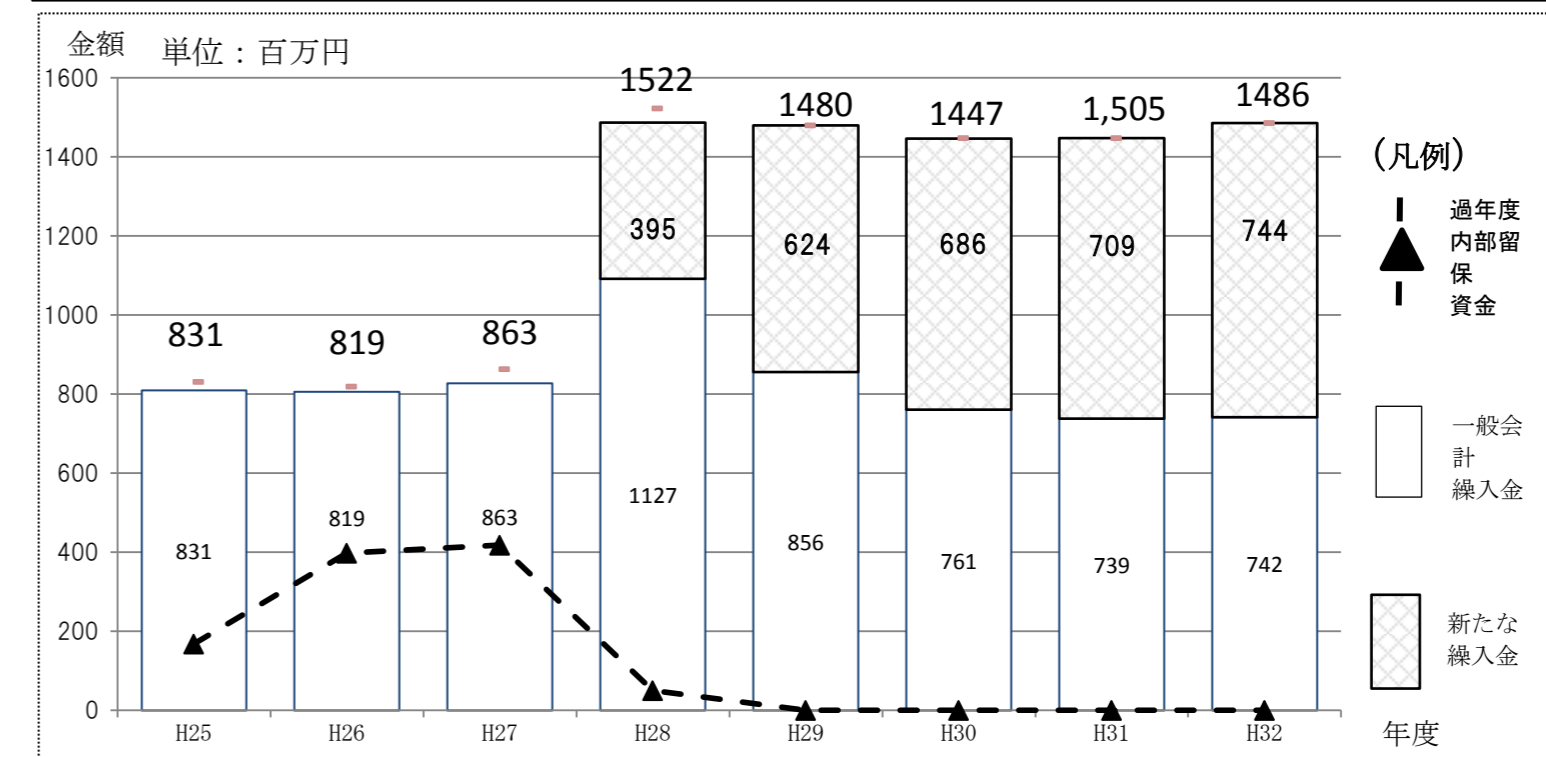
(3) 水源確保に要した費用

事業名	霞ヶ浦導水事業	霞ヶ浦開発事業	房総導水路事業	計
事業主体	国土交通省	独立行政法人 水資源機構	独立行政法人 水資源機構	
取得額 計	4億円	87億円	111億円	202億円
内訳				
2 2 2 4,900 m ³ /日	4億円		11億円	15億円
3 3 3 28,800 m ³ /日		87億円	100億円	187億円

取得額は、事業毎に単位未満四捨五入で記載しています。

2 一般会計繰入金

繰入金推計【過年度内部留保資金(折れ線グラフ)及び繰入金(一般会計繰入金、新たな繰入金)(棒グラフ)の推移】



(1) これまでの一般会計繰入金

水道料金等は、市民負担の公平性を図るため、市内の給水人口の約95%に給水を行っている県水道局と同一料金としています。

このため収益的収支では、供給単価が給水原価を下回り、その不足財源を一般会計からの繰入金により補い、収支均衡を図っており、平成27年度まで毎年度約8億円の繰入金を受けてきました。

参考：平成26年度 供給単価と給水原価(税抜額)

	※供給単価	※給水原価	差額
千葉市	202.56円	388.80円	△186.24円
千葉県	201.43円	181.85円	19.58円

※供給単価：年間の水道料金収入を有収水量で割り返した単価。
※給水原価：水1m³を作るために必要な費用。

(2) 新たな繰入金

資本的収支では、取得した水源に係る企業債償還金は毎年度増加していくものの、水源が活用できないことから、建設仮勘定から無形固定資産への振り替えができず、減価償却が行えない状況であり、企業債償還金に充当すべき損益勘定留保資金(以下「内部留保資金」といいます。)が発生しないことから、水源以外の水道施設から発生している過年度分の内部留保資金を取り崩し、資本的収支差額を補ってまいりました。

しかし、平成28年度には内部留保資金が底をつき、資本的収支に約4億円の資金不足が見込まれることから、県水道局からの受水を継続した場合、次期計画期間の平成32年度まで資本的収支において年平均6.3億円の資金不足が生じる見込みです。

そのため、平成28年度以降の一般会計の繰入金総額は、年平均で14.8億円が必要になると見込まれています。

(3) 経営改善策の検討状況

ア 受水費

県水道局に受水費の低減について打診したところ、県の水道料金の改定時でなければ、受水料金は変えられないと回答がありました。引き続き、県水道局の動向に留意しつつ、県水の料金の改定時に協議してまいります。

イ 水源の活用

千葉市の水利権の活用ができるよう、千葉県水政課、県水道局と協議を行ってまいります。

3 平成28年度予算要求について

水道事業の継続的な経営の維持を図るためには、財源を一般会計繰入金に依存せざるをえない状況のため、資本的収支における資金不足に対する新たな繰入金を要望しています。